

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 20 日 本紙第 5420 号

【法令名】

○所得税法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 20 日 政令第 214 号

【管轄省庁】

財務省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 20 日

【制定の根拠規定】

所得税法（昭和40年法律第33号）第68条

【法令のあらまし】

* 要旨

1 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおり定める。

(1) 居住者が支払を受ける平成22年改正前の相続税法の対象となる年金（以下「旧相続税法対象年金」という。）に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算

(ア) 当該旧相続税法対象年金については、その年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、その支払開始日における残存期間年数又は余命年数と当該年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

(イ) 1 (1) (ア) の総収入金額に対応する必要経費は、当該生命保険契約等に係る支払保険料のうち、当該総収入金額算入額に対応する部分とする。

(2) 旧相続税法対象年金以外の年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算

(ア) 当該年金については、その年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、当該年金に係る相続税評価割合と当該年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

(イ) 1 (2) (ア) の総収入金額に対応する必要経費は、1 (1) イに準ずる。

(第185条関係)

2 相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおり定める。

(1) 旧相続税法対象年金については、その年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金の種類に応じて、1 (1) の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入する。

(2) 旧相続税法対象年金以外の年金については、その年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金の種類に応じて、1 (2) の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入する。

(第186条関係)

【改正される法令】

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

.....